

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・ 電子納付する場合 の金額。郵便切手 で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合															
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額				
成年後見 制度に関する審判	後見開始	4					5	10					15	15	4000円	郵便切手と同額	左記のほか、収入印紙 2,600円分(登記嘱託用)
	保佐開始	4					5	10					15	15	4000円	郵便切手と同額	左記のほか、収入印紙 2,600円分(登記嘱託用)
	補助開始	4					5	10					15	15	4000円	郵便切手と同額	左記のほか、収入印紙 2,600円分(登記嘱託用)
	任意後見監督人選任	4					5	10					15	15	4000円	郵便切手と同額	左記のほか、収入印紙 1400円分(登記嘱託用)
	成年後見人(保佐人、補助人)選任	4					5	10					15	15	4000円	郵便切手と同額	
	成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人)選任	4					5	10					15	15	4000円	郵便切手と同額	
	成年後見人(保佐人、補助人)辞任許可	4					5	10					15	15	4000円	郵便切手と同額	左記のほか、収入印紙 1400円分(登記嘱託用)
	成年被後見人(被保佐人、被補助人)の居住用不動産処分許可							1							110円	郵便切手と同額	
	特別代理人選任(被後見人のための)							10					6	3	1250円	1500円	
	臨時保佐人選任							10					6	3	1250円	1500円	
	臨時補助人選任							10					6	3	1250円	1500円	
	成年後見人(保佐人、補助人)の報酬付与							1							110円	郵便切手と同額	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2						4							1440円	郵便切手と同額	嘱託先が1増えるごとに110円を加算
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更							2							220円	郵便切手と同額	嘱託先が1増えるごとに110円を加算
成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可							1							110円	郵便切手と同額		
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任						12	12					9		2700円	3000円 【支部に申し立てる場合】4000円	【支部に申し立てる場合】合計3700円 (500円×2、110円×12、100円×12、20円×9)
	不在者の財産管理人の権限外行為許可						1								110円	郵便切手と同額	
	失踪宣告	4					12	14					17	4	5100円	10000円	予納金には官報公告料も含まれる。
親子に関する審判	未成年後見人選任	4					5	10					15	15	4000円	郵便切手と同額	
	子の氏の変更許可						1								110円	郵便切手と同額	
	養子縁組許可						10						6	3	1250円	1500円	
	死後離縁許可	2					5						6	3	1700円	2000円	
	特別養子適格の確認	8					10	4					10	10	5800円	6000円	
	特別養子縁組の成立	6					6	2					20	10	4360円	4500円	
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)						10						6	3	1250円	1500円	
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2					8			5				10	2230円	2500円	
親権喪失、親権停止、児童福祉法28条事件、児童福祉法33条事件	4					10	2	4					10	3600円	4000円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・ 電子納付する場合 の金額。郵便切手 で納付する際は不 要	備考		
		郵便切手の場合															
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額				
相続に関する審判	相続の放棄の申述						5							550円	郵便切手と同額		
	相続の限定承認の申述													(右記参照)	郵便切手と同額	申述人の数×(110円×5)	
	相続の承認又は放棄の期間の伸長						5							550円	郵便切手と同額		
	相続財産清算人の選任 (相続人不存在の場合)	1						5					4	1	1140円	7000円 【支部に申し立てる場合】8500円	【支部に申し立てる場合】合計2800円 (500円×3、110円×10、20円×5、10円×10) 予納金には官報公告料も含まれる。
	相続財産管理人選任 (相続人による遺産の管理が困難な場合)							4	6					6	1100円	1500円 【支部に申し立てる場合】2500円	【支部に申し立てる場合】合計2300円 (500円×2、110円×10、20円×5、10円×10)
	相続財産清算人に対する権限外行為許可 相続財産管理人に対する権限外行為許可							1							110円	郵便切手と同額	
	相続人搜索の公告	1						2					4	1	810円	5000円	予納金には官報公告料も含まれる。
	特別縁故者に対する相続財産分与	2						4	12					13	2770円	3000円	
	遺言書の検認														(右記参照)	郵便切手と同額	(相続人・受遺者・相続人でない申立人の数+5)×110円
	遺言の確認	2						8							1880円	2000円	
	遺言執行者の選任							6					6	3	810円	1000円	
遺留分放棄の許可							5					6	3	700円	1000円		
遺留分の算定に係る合意の許可							10						20	1300円	郵便切手と同額	左記のほかに、推定相続人1名ごとに500円×2、110円×2を追加	
保護者選任に関する審判	保護者選任						3							330円	郵便切手と同額		
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可	2						5				6	3	1700円	2000円 【夫婦共同申立ての場合】3000円	【夫婦共同申立ての場合】合計額2990円 (500円×4、110円×7、20円×8、10円×6)	
	氏の振り仮名の変更許可	2						5				6	3	1700円	2000円 【夫婦共同申立ての場合】3000円	【夫婦共同申立ての場合】合計額2990円 (500円×4、110円×7、20円×8、10円×6)	
	名の変更許可							3					7	400円	郵便切手と同額		
	名の振り仮名の変更許可							3					7	400円	郵便切手と同額		
	戸籍訂正許可													(右記参照)	郵便切手と同額	1220円分×申立人の数、110円×6、20円×10、10円×10	
	性別の取扱いの変更	2						10	4				10	10	2800円	3000円	
就籍許可	2						11	12					9	3590円	4000円		
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4				1		8					5	10	3410円	3500円	
調停事件	調停事件(遺産分割)													(右記参照)	4000円 (相手方が1名増えるごとに500円を追加)	110円×25、50円×10、10円×30、180円×相手方の人数	
	調停事件(特別の寄与に関する処分)※遺産分割事件が先行していない場合													(右記参照)	4000円 (相手方が1名増えるごとに500円を追加)	110円×25、50円×10、10円×30、180円×相手方の人数	
	調停事件(上記以外)					1		8					5	10	1410円	1500円	
人事訴訟	人事訴訟	8						10	5	5			5	5	6000円	6000円 (相手方が1名増えるごとに2500円を追加)	当事者が1名増すごとに2440円分(500円×4、110円×4)を左記に追加
その他手続	即時抗告	4						6	11				8	8	4000円	郵便切手と同額	抗告人、相手方が1名増すごとに3000円分(500円×4、110円×2、100円×4、20円×9、10円×20)を左記に追加